

「(仮称) 白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」

第4回 作業部会の概要

日 時 平成22年3月1日（月）午後6時01分～10時40分

場 所 庁舎 会議室402

出席委員 内山、神田、金子、遠藤、広辺、古嶋

事務局 折原、鈴木、岩楯、神田

内 容

- 1 条例の素案の内容や作業の**全般**について以下のことを確認した。
 - (1) 読む人がどのように受取るかなど、読み手のことを考えた内容にする。
 - (2) この条例は、「自治（まちづくり）」に関するものである。
 - (3) 条例の素案を作成する作業については、つくる会と事務局が二人三脚で行う。
- 2 条例の素案の大項目「(住民) 市民」の中項目「**住民〔定義〕**」について
 - (1) 第11回全体会議で作業部会が作成した案を諮った際に出た意見等を踏まえ、修正案を作成した。次回の全体会議で確認を行う。
 - (2) この条例では、まちづくりにかかわる対象を広くしたい。現段階では、「住民」、「町民」のどちらの言葉を使用するかについては、今後議論する他の項目との関係もあることから保留とする。
- 3 条例の素案の大項目「(住民) 市民」の中項目「**権利**」及び「**責務**」について
第11回全体会議で作業部会が作成した案を諮った際に出た意見等を踏まえ、修正案を作成した。次回の全体会議で確認を行う。
- 4 条例の素案の大項目「住民協働」の中項目「**定義**」について
 - (1) 第12回ワークショップで各グループから上がってきたシートを基に作業部会で案を作成した。
 - (2) 「協働」に対するイメージは、委員によってかなり差があり、なかなか議論がまとまらない。このことから、次回の全体会議で共通認識を持ちたい。

5 条例の素案の大項目「住民協働」の中項目「**みんなでまちづくり**」について

- (1) 第12回ワークショップで各グループから上がってきたシートを基に作業部会で案を作成した。
- (2) 「みんなでまちづくり」の議論の内容について、グループによってばらつきが生じていたため、再度、全体会議で「みんなでまちづくり」という言葉が出てきた背景等も含めて確認したい。

6 条例の素案の大項目「住民協働」の中項目「**住民参画のしくみ**」について

第12回ワークショップで各グループから上がってきたシートを基に作業部会で案を作成した。

7 次回の作業部会の日程は、第12回全体会議終了後に決める。

